

## 制度の普及啓発活動

### 1 県民、事業者への制度周知

#### (1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていると言われています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布や、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成26年度は、平成25年度に作成した、過剰反応の具体的な事例やその対応策、日常生活の中で個人情報を取り扱うにあたって注意すべき点など、県民・事業者の両方に活用していただくためのQ&Aを掲載したパンフレット「必要な個人情報まで『過保護』にしていますか ～ バランスの取れた保護と利用を～」を、市町村等を通じて配布しました。

また、相模原市大野南地区社会福祉協議会において「高齢者の見守り活動と個人情報保護について」をテーマに、自治会員、民生委員及びその協力員を対象に出前講座を行ったところ、56名の方の参加がありました。

更に、消費者庁との共催で、「番号制度（マイナンバー）の概要」をテーマに個人情報保護法の説明会を開催したところ、274名の方の参加がありました。

#### (2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとしています。

この指針に基づき、適正に個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行います。

平成26年度は、事業者が個人情報を保護しながら、適切に活用するための重要なポイントをまとめたパンフレット「事業者の皆様へ 守りましょう！ 個人情報と 皆の信頼」を10,000部作成し、市町村等を通じて配布しました。

また、9月末日をもって個人情報取扱業務登録制度が廃止となったため、業務登録事業者だけでなく県内事業者全体を対象に、個人情報保護に向けた事業者の自主的な取組みをサポートするため、事業者が個人情報に関する実践的な保護方策等について理解を深める機会として、昨年度に引き続き、研修会（委託事業）を実施したところ、498名の方の参加がありました。

更に、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が主催する高齢者住みかえ支援相談員養成講座において「個人情報保護法の基礎知識」をテーマに出前講座を行いました。

加えて、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議を開催し、

湯淺壘道氏（情報セキュリティ大学院大学学長補佐・教授）に「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の内容と個人情報の保護 ～事業者に求められること～」について御講演いただき、参加された153名の方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただくことができました。併せて、事業者向けの県のホームページに、当該会議の講演録を掲載しました。

## 2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、また、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成26年度の研修については、職員キャリア開発支援センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施したほか、情報公開・個人情報保護担当者説明会（1回）を実施しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」を、すべての県機関の職員に行き渡るよう配付しています（公安委員会及び警察本部長については別途対応）。

## 3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成26年度は10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。また、昨年度に引き続き、市町村の協力を得て、市町村の施設においてパンフレットの配布（32市町村）を行うとともに、各地域県政総合センター等においてパネルの展示及びポスターの掲示を行いました。